

第5章 いじめへの対応

- 1 組織的な対応
- 2 被害児童生徒，加害児童生徒，観衆と傍観者への聞き取り手順の例と留意点
- 3 保護者への対応・支援
(被害児童生徒側・加害児童生徒側)
- 4 再発防止・継続支援
- 5 関係機関との連携

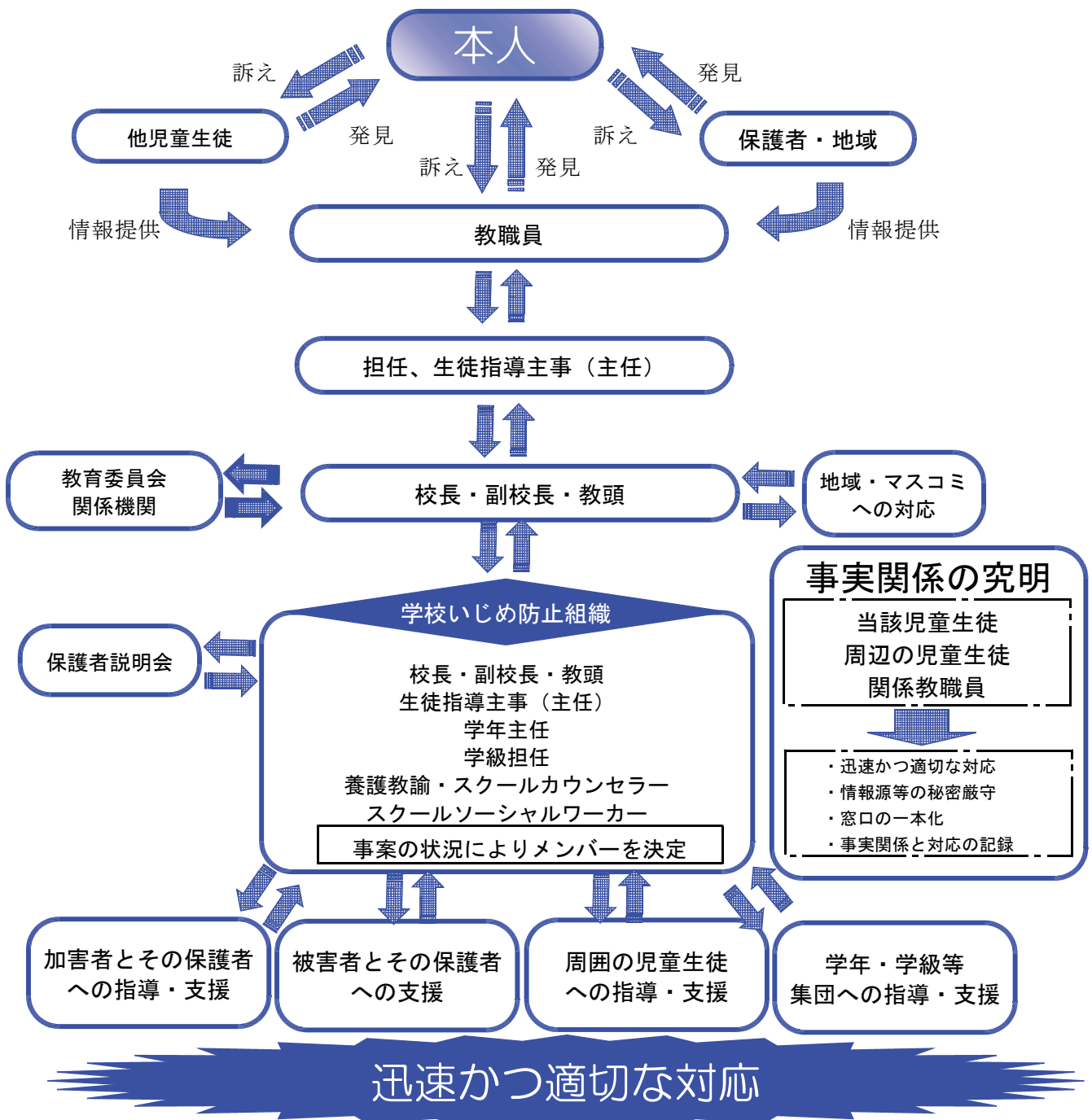
第5章 いじめへの対応

1 組織的な対応

(1) 組織体制と対応の流れ

いじめの情報がもたらされたときは、内容を軽視することなく迅速かつ適切に対応します。いじめられている児童生徒を守ることを最優先し、一人で抱え込まず学年及び学校全体で組織的に対応します。また、いじめの再発防止のために、継続的に見守っていくことが大切です。

※本章では「いじめの防止等の対策のための組織」は「学校いじめ防止組織」と表記します。なお具体的な名称は各学校でつけることができます。組織の構成については組織の役割が多岐にわたっているため、固定的なものではなく協議や対応する内容に応じて柔軟に対応できるものにすることが有効です。



ア 組織的な指導の体制

(ア) 学校いじめ防止組織による初期対応

まず、以下のように情報の共有と一元化を行います。

- ・生徒指導主事（主任）が情報を収集・集約し、管理職に報告をする。
 - ・管理職の指導と助言のもと、今後の方針を決定する。
 - ・組織のメンバー以外の教職員に情報を共有する。
- 絶対に一人で問題を抱え込まないようにしましょう。

次に、事案の状況を考慮して、対応するメンバーを決定します。

例) 担任，学年主任，生徒指導主事，養護教諭，管理職，その他（部活動顧問・旧担任等）

(イ) 指導方針の明確化

指導方針を明確にし、共通理解を図って組織で対応します。ポイントは以下の通りです。

- ・指導方針の決定
- ・情報の共有と協働
- ・具体的な指導と支援



(ウ) 行動連携

家庭（保護者），地域・関係機関とも組織として連携を図ります。

(2) 重大事態への対応

ア 重大事態の認知と調査

(ア) 重大事態とは

法及び国基本方針から要約すると、重大事態とは、以下のような場合です。

- ① いじめにより児童生徒の生命，心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

なお、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(イ) 重大事態（重大事態の恐れのあるものを含む）を認知した場合の対応

まず、いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、「学校いじめ防止組織」による会議を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施します。以後、一貫した組織的対応を行います。

次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態にあたるか否かを判断します。判断に迷う場合は、設置者である教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定していきます。

重大事態と認められる場合、学校は、設置者により①～③の方法で、電話等で速やかに報告を行い、その後文書による報告を行います（いじめの重大事態を認知した場合の報告）。

① 県立学校→県教育委員会→県知事

※文書による報告は、県立学校管理規則にある事故報告書の様式による。

② 市町村立学校→市町村教育委員会→市町村長

※市町村教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする。（教育事務所を経由する。）

情報提供を受けた県は、条例第5条第3項に基づき、当該学校の設置者の要請を受けた場合には、迅速に必要な措置を行って協力する。

③ 私立学校→県私立学校担当部署→県知事

(ウ) 調査の主体等の決定

重大事態への対処は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うこととなります（法第28条第1項）。学校の設置者は、当該いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。その際、調査組織の公平性・中立性の確保が重要であり、県立学校の事案について、学校の設置者が調査を行う場合は、「千葉県いじめ対策調査会」を活用することとなります。いじめ対策調査会長が会議を招集します。

なお、当該いじめ事案の被害児童生徒や保護者が当初から学校の対応に不信感を持っている場合や、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合、また学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施します。この場合でも、学校は被害児童生徒の安全確保や加害児童生徒への対応、調査のための資料の提出等、学校として組織的な対応が求められることは言うまでもなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用した対応を継続することとなります。

(エ) 調査について

調査にあたっては、参考に示した国基本方針の内容により適切に実施します。また、調査等における資料について、調査を担当する組織自らが収集することも想定されますが、実際には、学校から提出されるものの検討が大きな比重を占めることとなります。その際、学校に都合の悪い内容を隠蔽しないのは当然のことであり、調査が進行する中で、新たに資料を提出し、隠蔽していたのではないかと疑念を持たれるような対応は、避けるべきです。

なお、児童生徒に質問紙調査を実施する場合は、調査により得られたアンケートを、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査前に、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意しておきましょう。

(オ) 調査結果の報告等

組織による調査が終了したら、調査結果を学校及び学校の設置者が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供します。その際、他の児童生徒の個人情報の保護など、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことはあってはならないことです。

なお、いじめた児童生徒側にも、今後の指導等の必要から原則として事実を伝えることとしますが、伝え方や時期については、いじめられた児童生徒側への配慮に留意するとともに、事案に応じて警察との調整を行います。

その後、調査結果を、設置者により次に①～③の方法で、文書により報告します。（いじめの重大事態の調査結果の報告）

① 県立学校→県教育委員会→県知事

② 市町村立学校→市町村教育委員会→市町村長

※市町村教育委員会は、県教育委員会に情報提供をする（教育事務所を経由する）。

※①②は、設置者が調査を実施する主体となった場合は、教育委員会が起点となる。

③ 私立学校→県私立学校担当部署→県知事

※いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。

2 被害児童生徒、加害児童生徒、観衆と傍観者への聴き取り手順の例と留意点

被害児童生徒、加害児童生徒、観衆と傍観者に対する、一般的な聴き取りの具体的な手順の例と留意点について下記に示しました。しかし、いじめの態様は様々であり、必ずしもこの手順で聴き取りがうまくいくという訳ではありません。ケースに応じ、聴き取りの方法や体制等、状況に合わせ、臨機応変に対応することが重要です。

《聴き取りにあたって》

- ・ 十分な時間を確保して臨みます。
- ・ 聴き取る場所と時間を考慮します。※他の児童生徒に見聴きされないようにします。
- ・ 個別に同時進行で聴き取ります。※対象児童生徒が複数の場合。
- ・ 具体的な記録を欠かさない。※場合によっては本人に書かせることも必要です。
- ・ 聴き取った情報をその都度集約し、再確認します。

(1) 被害児童生徒への聴き取りと支援

ア 聴き取りの留意点

(ア) 「いじめが存在する」という視点で臨む。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所及び形で行われており、証拠も残らず巧妙です。

「遊びやふざけの範囲である」などと、先入観を持たずに聴き取ることが大切です。

(イ) 徹底していじめから守り抜くことを伝える。

被害児童生徒はいじめを訴えたことによる仕返しや、いじめの巧妙化を恐れています。そのため、聴き取りの初めに「必ず守り抜く」ことを伝え、安心して相談ができるようにします。

(ウ) 守るべき秘密は守ることを約束する。

聴き取りの場所と時間に配慮するとともに、安心して生活及び相談できるようにします。

(エ) 被害児童生徒の立場や心情を理解する。

被害児童生徒はいじめられていることを認めたくありません。「特にない」、「気にしていない」などの言葉の陰に、本音や被害の実態が隠れていることも多いので注意が必要です。

(オ) 本人の言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認して記録する。

「関わっている児童生徒」……誰が誰をいじめているのか。

「時間(期間)と場所」……いつ、どこで起こったのか。

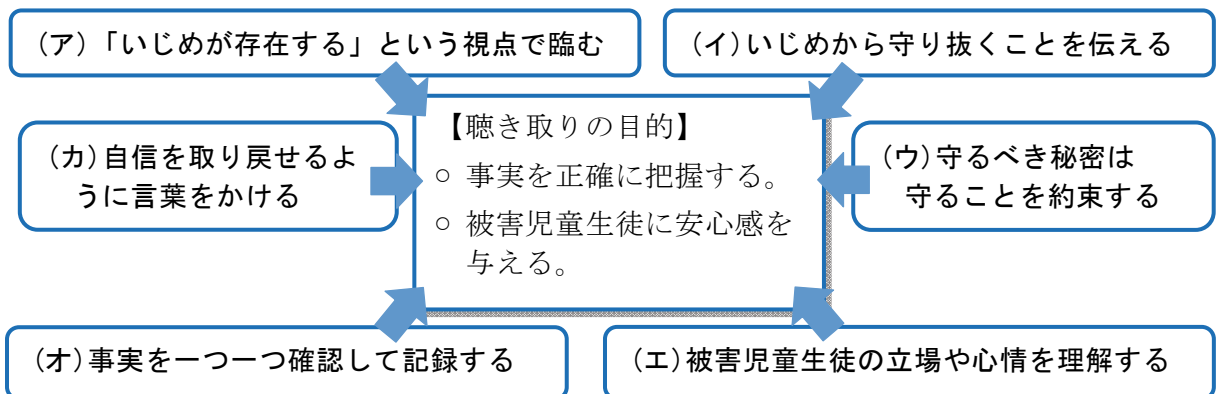
「いじめの内容」……どんな被害を受けたのか。

「周囲の様子や状況」……他の児童生徒はどうしていたのか。

「現在の気持ちと希望」……現在どんな気持ちであって、何を望んでいるのか。

(カ) 自信を取り戻せるように言葉を掛ける。

被害児童生徒はいじめの原因を自分に求めたり、自分に自信を失ったりしています。「あなたは悪くない」、「よく話してくれた」など、勇気を認めて褒めることで自尊感情を高めます。



イ 聴き取りの手順（例）

（ア）被害児童生徒を守りたいという教師の姿勢を伝える。

（イ）秘密は守ることを約束する。

（ウ）関わっている児童生徒を聴く。

（エ）いじめの内容を聴く。

（オ）周囲の様子や状況を聴く。

（カ）場所を確認する。

（キ）日時または期間を確認する。

（ク）児童生徒が話した言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認する。

（ケ）他に出来事がないか確認する。
あれば（ウ）～（ク）の手順で再度聴く。

（コ）現在の気持ちや希望を聴く。

（サ）話してくれた勇気を認めて褒めるなど、自尊感情を高める。

（シ）学校はいじめを許さないこと、被害児童生徒を守り抜くことを繰り返し伝える。

（ス）言い残したことや不安を聴き、いつでも相談に乗ることを伝える。

「あなたを守りたい。嫌な思いをさせたくない。」
「辛いことかもしれないけど、話してほしい。」
「慌てず、落ち着いてゆっくり話して。」

「秘密にしてほしいことがあれば守るよ。」

「誰があなたに嫌なことをしたの？」
「他に関わっている人はいる？」

「どんなことがあったの？」

うなずいて共感しながら聴く。被害児童生徒にとって、いじめの内容を話すことはとても辛いことである。話が途切れても決して急かさず、必要に応じて「大丈夫」、「少し休む？」など声をかける。

「周りの人はどうしていたの？」
「他に見たり知っていたりする人はいる？」

「どこで起こったの？」

「いつのこと？」「いつから続いているの？」

「〇〇のとき、□□で、△△さんが、～をした、
こういうことかな？」

「他にはどんなことがある？」
「まだ話していないことはない？」
「思い出したら、また話してほしい。」

「振り返ってみて、今どう思う？」
「(してほしいことを具体的に挙げて)他にある？」

「よく話してくれた。」「勇気あることだよ。」
「あなたが悪いのではない。」

「学校も先生も、いじめは決して許さない。」
「今日相談したことで、あなたが仕返しをされたり、いじめが酷くなったりすることを許さない。」
「これからもあなたを守っていくから安心して。」

「最後に、何か心配なことはない？」
「いつでも相談に乗るよ。」
「今日のことについて、また一緒に話をしよう。」

ウ 被害児童生徒への支援

（ア）児童生徒の安全の確保

事態の状況に応じ、複数の教職員で被害児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保します。

（イ）被害児童生徒に寄り添い支える体制づくり

被害児童生徒にとって信頼できる友達や教職員、スクールカウンセラーや地域の方等と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制を作ります。

(ウ) 落ち着いて学習に取り組める環境の確保

被害児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、状況に応じて環境の確保を図ることが重要です。また、学級にとけ込みやすい雰囲気づくりや意識的に被害児童生徒が活躍できる場づくりを支援していきます。

(エ) 継続的な被害児童生徒との面談や情報の収集

いじめが解決したと思われる場合でも、定期的に被害児童生徒と面談する機会を設け、現状を適宜確認していきます。また、定期的に聴き取りやアンケート等を実施し、継続して情報の収集を行い、再発防止に努めます。

(2) 加害児童生徒への聴き取りから指導まで

ア 聴き取りの留意点

(ア) 「いじめである」と決めつけない。

教師が「いじめ」という言葉に囚われすぎると、頑なに事実を認めないことがあります。始めは「いじめ」という言葉を用いず、叱責や説教から入らずに中立な立場で臨みます。

(イ) 事実確認を優先し、児童生徒の言い分はその後で聴く。

自身の正当化や責任転嫁などを招かないために、「言いたいことや理由は後から必ず聴く」ことを伝え、事実確認に徹します。

(ウ) 本人の言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認して記録する。

「被害児童生徒への聴き取り」と付き合わせ、認識が食い違うことのないように再確認を必ず行う。

(エ) いじめに至る背景や心情を理解する。

加害児童生徒のグループに主従関係や、内なる被害・加害関係が存在する場合もあるので、背景の深い理解が必要です。ただし、自身の正当化や責任転嫁を認めてはいけません。

(オ) 被害児童生徒の立場で、自身の言動を考えさせる。

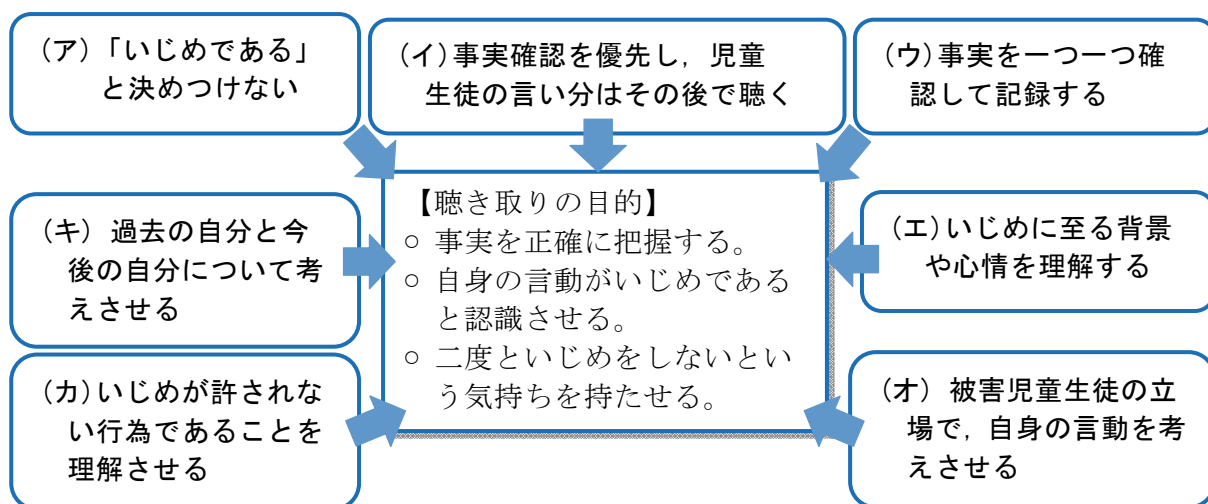
理由がどうあれ、被害児童生徒を傷つけ、苦痛を与えている言動が間違っていることを確認します。その上で、自身の言動が「いじめ」であることを丁寧に、粘り強く諭していきます。
※以下の(カ)と(キ)は、本人がここで「いじめ」を認めていることが前提となります。決して焦らず、十分に「いじめ」と認められる事実を把握してから臨む必要があります。

(カ) いじめが許されない行為であることを理解させる。

「いじめは、非人間的であり、人権を侵すものであること」、「追い詰められた被害児童生徒の命に関わることもあること」など、いじめが絶対に許されないことを理解させます。

(キ) 過去の自分と今後の自分について考えさせる。

今までの自分を振り返り、「あのときどうすればよかったのか？」を考えさせます。その上で「今後はどうするのか？」と問いかけ、後悔と謝罪の気持ちを醸成します。



イ 聴き取りの手順（例）

（ア）加害児童生徒の言い分も聴くと約束し、事実の有無を聴く。

（イ）関わっている児童生徒を聴く。

（ウ）いじめの内容を聴く。

（エ）周囲の様子や状況を聴く。

（オ）場所を確認する。

（カ）日時または期間を確認する。

（キ）児童生徒が話した言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認する。

（ク）他に出来事がないか確認する。
あれば（イ）～（キ）の手順で再度聴く。

（ケ）いじめに至る理由や言い分を聴く。

（コ）被害児童生徒の心情を考えさせ、自分の行為がいじめであったことに気付かせる。

（サ）いじめが許されない行為であることを伝える。

（シ）過去の自分と今後の自分を考えさせる。

（ス）言い残したことや不安を聴き、いつでも相談に乗ることを伝える。

「あなたの言いたいことは後から必ず聴くから、何があったのか事実を教えてください。」

「あなたが△△さんにしたの？」

「他に関わっている人はいる？」

「どんなことをしたの？」

うなずいて共感しながら聴く。加害児童生徒は内容を過小に話しがちだが、叱責や説教にならないように冷静に事実のみを確認する。ここでは「いじめ」という言葉を用いることを控える。

「周りの人はどうしていたの？」

「他にいたり知っていたりする人はいる？」

「どこで起こったの？」

「いつのこと？」「いつから続いているの？」

「〇〇のとき、□□で、△△さんに、～をした、こういうことかな？」

「他にはどんなことがある？」

「まだ話していないことはない？」

「どういうわけで、あなたはそのようなことをしたの？」「あなたの気持ちも教えてください。」

「△△さんはどんな気持ちになったと思う？」

「もし自分だったらどうだろう？」

児童生徒が話した言葉を繰り返し、一つ一つの場面において考えさせる。いじめについて説明し、今改めてどう思うか問いかける。うわべの反省ではなく本心からいじめを認めるまで、粘り強い働きかけが必要である。

「どんな理由があっても、傷つけられていい人などいない。」

「学校も先生も、いじめは決して許さない。」

「あのときはどうすればよかったと思う？」

「今後あなたはどうすればよいだろう？」

「最後に、何か心配なことはない？」

「いつでも相談に乗るよ。」

「今日のことについて、また一緒に話をしよう。」

ウ 加害児童生徒への指導

（ア）自らの行為を理解させ、責任を自覚させる。

いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、加害児童生徒に自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめを完全にやめさせます。また、相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるとともに、人権と生命の尊さを理解させていきます。

(イ) 加害児童生徒の心理的背景の理解に努める。

加害児童生徒が抱える問題や心理的背景等に目を向け、問題が繰り返されないよう適切な解決方法を当該児童生徒と一緒に模索していきます。また、いじめに至った心情や立場を振り返らせ、今後の生活について考えさせます。

(ウ) 好ましい人間関係の構築

加害児童生徒を孤立させることなく、学習やその他の活動を通じて、所属感や成就感をもたせるとともに、教職員や学級集団との好ましい人間関係づくりを進めていきます。

(エ) 継続的な観察と情報の収集

継続的に、加害児童生徒の観察を複数の教職員で行ったり、定期的にアンケートや面談などを実施したりすることで、情報を収集し、再発の防止に努めます。

(3) 観衆と傍観者への聴き取りから指導まで

ア 聴き取りの留意点

(ア) 事実を話すことは、人を救う行為であることを伝える。

教職員がいじめの問題に真剣に取り組んでいる姿勢を示し、いじめの事実を伝えることは、「チクリ」などではなく、苦しむ人を救う立派な行為であると伝えます。

(イ) 観衆や傍観者であったことを責めずに事実確認を行う。

観衆や傍観者の中には、いじめに加担したと自覚を持っている児童生徒、いじめはいけなことだと葛藤を抱えながらも、自分がいじめられることに怯えて観衆・傍観者になった児童生徒も多くいます。叱責や説教から入らず、中立な立場で事実のみを確認します。

(ウ) 観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解する。

事実確認ができれば、観衆や傍観者となってしまった背景や心情を聴き取ります。ただし、加害児童生徒と同様に、自身の正当化や責任転嫁へと話が逸れないように注意します。

(エ) 被害児童生徒や加害児童生徒から聴き取った内容と照合する。

十分な時間をとって、話を丁寧に聴きます。本人が話した言葉を繰り返しながら、事実を一つ一つ確認します。また、被害児童生徒、加害児童生徒それぞれから聴き取った内容と照らし合わせ、具体的に記録します。

(オ) 被害児童生徒の立場に立って、加害児童生徒の言動を考えさせる。

自覚の有無に関わらず、被害児童生徒に苦痛を与える言動が間違っていたことを確認するとともに、被害児童生徒の気持ちを考えさせ、それが「いじめ」であることを認識させます。

(カ) 被害児童生徒の立場に立って、自身の言動や態度を考えさせる。

被害児童生徒が観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせ、直接関わっていかなくとも、いじめる様子をおもしろがったり、見て見ぬふりをしたりすることが「いじめ」に加担する行為であることを丁寧に諭します。

(キ) いじめを許さない気持ちを持たせる。

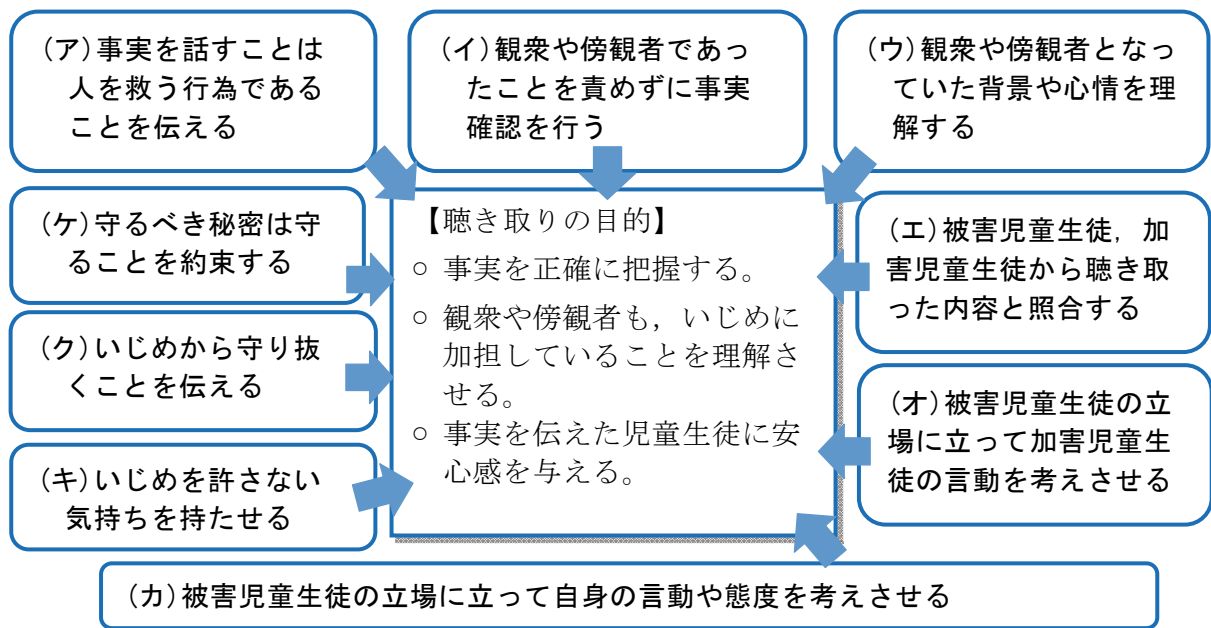
どのような理由であっても、いじめは絶対に許さない行為であることを理解させます。観衆や傍観者であった自分を振り返り「あの時はどうすればよかったか。」を考えさせ、その上で「今後はどうするのか。」と問いかけ、いじめを抑制できなくとも、教職員に伝えられるように指導します。

(ク) いじめから守り抜くことを伝える。

「次には自分がいじめの対象になってしまうかも。」と不安に思う児童生徒には、事実を伝えた勇気を認めると同時に、教職員や学校が必ずいじめから守ることを伝えます。

(ケ) 聴き取った内容について、守るべき秘密は守ることを約束する。

いじめの事実を伝えた児童生徒が、安心して生活および相談できる状況を作ります。



イ 聴き取りの手順（例）

(ア) いじめの事実を話すことは立派な行為であることを伝える。

「△△さんがつらい思いをしていることについて、知っていることがあったら教えてほしい。」
「先生に話すことは、決してチクリなんかじゃなくて、苦しむ人を救う立派な行為だと思う。」

(イ) 秘密は守ることを約束する。

「秘密にしてほしいことがあれば守るよ。」

(ウ) 関わっている児童生徒を聴く。

「誰が△△さんにしたの？」
「他に関わっている人はいる？」

(エ) いじめの内容を聴く。

「どんなことがあったの？」
「うなずいて共感しながら聴く。ここでは「いじめ」という言葉を用いることを控え、事実確認のみを行う。いじめを自覚しながら観衆や傍観者になっている児童生徒もいるので、気持ちを支えながら急かさずに聴き取る。」

(オ) 自分や周囲の行った言動を聴く。

「そのとき、あなたはどうしていたの？」
「他に見たり知っていたりする人はいる？」
「観衆や傍観者であったことを叱責することはせず、自分や周囲の様子のみを聴き取る。」

(カ) 場所を確認する。

「どこで起こったの？」

(キ) 日時または期間を確認する。

「いつのこと？」「いつから続いているの？」

(ク) 児童生徒が話した言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認する。

「〇〇のとき、□□で、△△さんが、～をした。あなたは…していた。こういうことかな？」

(ケ) 他に出来事がないか確認する。
あれば(ウ)～(ク)の手順で再度聴く。

「他にはどんなことがある？」
「まだ話していないことはない？」

(コ) 観衆や傍観者であった理由を聴く。

「あなたが…していた理由も教えてほしい。」
「あなたはどんな気持ちでいたのかな？」

(サ) 被害児童生徒の心情を考えさせ、
加害児童生徒の行為がいじめであった
ことに気付かせる。

「△△さんは、どんな気持ちになったと思う？」
「もし自分だったらどうだろう？」

児童生徒が話した言葉を繰り返し、一つ一つの
場面において考えさせる。いじめについて説明し、
改めて加害児童生徒の言動をどう思うか問いかけ
る。

(シ) 被害児童生徒の心情を考えさせ、
自分の言動や態度がいじめに関わる
ことであったことに気付かせる。

「あなたの様子を見て、△△さんはどんな気持ち
になっただろう？」

児童生徒が話した言葉を繰り返し、一つ一つの場
面において考えさせる。

(ス) いじめが許されない行為であるこ
とを伝え、今後どうすればよいか考
えさせる。

「学校も先生も、いじめは決して許さない。」
「あのときは何もできなかった（自覚もなかった）
かもしれないけど、今後同じ場面に居合わせたら
どうすればよいだろう？」

(セ) 話してくれた勇気を認めて褒め、
被害児童生徒と共にいじめから守り
抜くことを伝える。

「よく話してくれた。」「勇気あることだよ。」
「今日話してくれたことで、あなたが嫌がらせを受
けたり、いじめの対象になったりさせない。」
「学校も先生も守っていくから安心して。」

(ソ) 言い残したことや不安を聴き、い
つでも相談に乗ることを伝える。

「最後に何か心配なことはない？」
「いつでも相談に乗るよ。」
「今日のことについて、また一緒に話をしよう。」

ウ 観衆と傍観者への指導

(ア) 自分の問題として捉えさせる。

いじめを他人事ではなく、自分の問題として捉えさせ、被害児童生徒の心の傷や苦しみを気
付かせるとともに、人権と生命の尊さを理解させていきます。また、観衆や傍観者の行動が被
害児童生徒にどのような影響を与えてしまったのかについても考えさせていきます。

(イ) 声を出しやすい雰囲気づくり

いじめをやめさせたり、いじめがあることを教職員や友達、あるいは保護者に知らせたりす
ることが「チクリ」ではなく、正義感あふれる正しい行動であることを理解させます。また、
学校や教職員は情報提供者を守ることに本気で取り組むことを知らせていきます。

(ウ) 好ましい人間関係の構築

被害児童生徒や加害児童生徒を孤立させることなく、学級に温かく受け入れる体制づくりを
教職員、児童生徒が一緒に行っていくことを確認していきます。



3 保護者への対応・支援（被害児童生徒側・加害児童生徒側）

保護者への対応・支援に当たっては、次の点に特に留意しましょう。

- ・事実を把握した上で迅速に。
- ・組織として対応。保護者には、必ず複数の教師で。
- ・両者のつらい気持ちに寄り添いながら。
- ・より良い解決を目指して真摯に。

(1) 被害児童生徒側・保護者への対応・支援

ア 保護者への伝え方

家庭訪問等で、把握した事実を正確に伝えましょう。

- ・校内での対応を確認した上で家庭訪問 → 保護者と直接面談し、事実関係を正確に伝える。

イ 保護者に伝えるべきこと

学校の指導方針をきちんと伝え、学校への協力をお願いします。

(ア) 学校の対応、指導方針

- ・いじめられた児童生徒を全力で守る。
- ・早期解決に向けて全力で取り組む。

(イ) 今後の対応について

- ・学校と家庭と一緒に考えていく。
- ・学校での対応状況や指導経過をその都度こまめに伝えていくことを約束。
- ・保護者や当該児童生徒の気持ちを尊重。対応内容については、家庭側が理解し、了承したことについて対応。

(ウ) 早期解決を目指すための家庭の協力

- ・家庭が一番安心できる居場所であり、保護者が児童生徒の一番の理解者である。
→当該児童生徒の心の苦しみを中心に、家庭においてじっくり話を聞いてもらう。
- ・児童生徒の家庭における様子等について、保護者からの情報提供をお願いします。
→些細なことでも学校に相談してほしい旨を伝える。
- ・専門機関との連携・協力も視野に入れる。
→当該児童生徒の精神的な安心が図れるよう配慮する旨を伝える。



ウ 継続的な支援

安心して学校生活を送るために、いじめ問題が解決した後も、以下のような継続的な対応を行っていくことを約束します。

- ・解決後も継続的に見守り、対応していく。
- ・折に触れ、保護者に学校での様子を伝える。家庭での様子も知らせてもらう。
- ・状況に応じて、専門機関との連携・協力も引き続き図っていく。

(2) 加害児童生徒側・保護者への対応・支援

ア 事実の確認

事実関係を確認後、把握した事実を正確に伝えます。

- ・速やかに保護者へ連絡を取り、面談。
- ・正確な事実関係を説明。冷静かつ客観的に起こった事実と経過を確認。

イ 保護者に伝えるべきこと

学校の指導方針をきちんと伝え、学校への協力をお願いします。

(ア) 学校の対応、指導方針

- 「いじめは絶対に許されない行為である」「学校全体で解決に向けて取り組む」
- ・いじめを受けた児童生徒の状況も伝え、事の重大さを認識してもらう。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があるということ、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があるということも伝える。
- (イ) 今後の対応について（事実に対する保護者の理解や納得を得た上で）
- ・学校と家庭が一緒に考えていく。
 - ・学校での対応状況や指導経過をその都度こまめに伝えていくことを約束。
 - ・いじめた児童生徒の個人情報など、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく旨を伝える。
- (ウ) 自分の起こした行為と向き合い、責任を自覚し、より良く成長するための家庭の協力
- ・保護者にとって子どもはかけがえのない存在であり、いじめはその子どもの人権や生命を脅かす行為である。
 - 自分の子どもが被害者側であったら、という視点でいじめられた児童生徒の身体的、精神的苦痛を一緒に考えてもらう。
 - ・保護者が当該児童生徒の一番の理解者である。
 - いじめを行う背景には、何らかの葛藤や問題を抱えている場合が考えられるので、いじめを行った原因やその心情についてじっくり話を聞いてもらう。
 - ・児童生徒の家庭における様子等について、保護者からの情報提供をお願いする。
 - 些細なことでも学校に相談してほしい旨を伝える。
 - ・専門機関との連携・協力も視野に入れる。
 - 当該児童生徒のより良い変容が図れるよう配慮する旨を伝える。



ウ 継続的な関わり

より良い学校生活を送るために、いじめ問題が解決した後も、継続的な連携、協力を行っていくことを約束します。

- ・解決後も継続的に見守り、対応していく。
- ・折に触れ、保護者に学校での様子を伝える。特に学校生活における児童生徒の変容をこまめに評価し、伝える。家庭での様子も知らせてもらう。
- ・状況に応じて、専門機関との連携・協力も引き続き図っていく。

【コラム】保護者会の開催

被害児童生徒、加害児童生徒、および傍観者・観衆の範囲が広範囲にわたる場合や、いじめの内容によっては、事実関係を伝え、再発防止を鑑みる上で保護者会を開く場合があります。

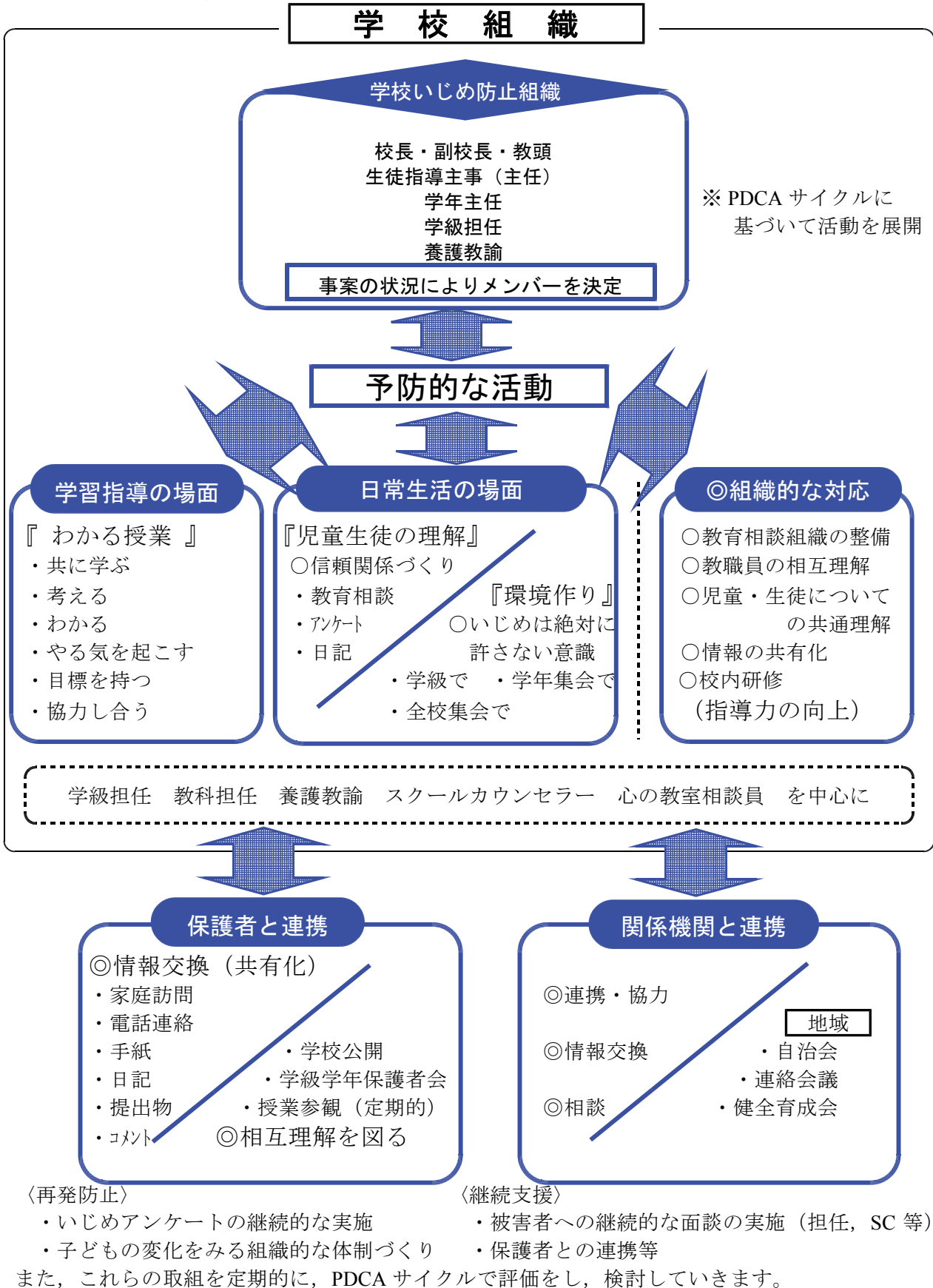
保護者会については、校内のいじめ防止対策チーム（名称は各学校によるもの）が開催時期や開催までの手順、保護者会での内容を検討し、開催します。

保護者会開催については、校内の全教職員の共通理解のもとに行われますが、案件全体をはじめ、保護者会前後における学校外との対応の窓口は必ず校内で一本化し、中途半端な対応や曖昧な情報が流布しないようにすることが大切です。



4 再発防止・継続支援

再発防止・継続支援のために、校内のいじめ対応チームを活用し、再発防止のための対策、継続支援の方向性について、継続的な対応を検討しておくことが重要です。



〈再発防止〉

- ・いじめアンケートの継続的な実施
- ・子どもの変化をみる組織的な体制づくり

〈継続支援〉

- ・被害者への継続的な面談の実施（担任、SC等）
- ・保護者との連携等

5 関係機関との連携

(1) ネットワークを機能させる

ア 日々の連携

「日々の連携」は、児童生徒の健全育成の推進、学校と警察等とのネットワークの構築、生徒指導体制の整備を目的として行われる連携です。次のような連携の機会があります。

- | | | |
|----------|---------|-------------|
| a 交通安全教室 | b 防犯教室 | c 非行防止教室 |
| d 連絡協議会 | e 情報交換会 | f 研修会、ケース会議 |

イ 緊急時の連携

「緊急時の連携」は、発生した問題行動等への対応や、学校だけでは解決が困難な状況になった問題行動等への対応を図る目的で行われます。

例えば、深刻ないじめや暴力行為等が発生した場合に、保護者の理解を求めつつ、ためらわずに警察等に相談したり、学校だけでは解決が困難な状況になった場合に、教育委員会等に相談し、事案ごとにその内容に最もふさわしい専門性を持つ機関等と連携を図り、サポートチームを組織したりするケースが考えられます。

(2) 警察との連携

学校だけの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難であると判断した場合は、ためらうことなく、早期に警察や児童相談所等の関係機関と連携することが大切です。

ア 連携をする際の留意点

- (ア) 円滑な連携を図るために、警察等の関係機関の担当者と日頃から顔の見える関係を築いておくことにより、関係機関の力を借りるべきか判断に迷うような場面でも、積極的に相談することができます。
- (イ) 深刻ないじめや暴力行為等において、校内での傷害事案をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合（特にいじめられている児童・生徒の生命又は身体の安全が脅かされている場合）においては、被害を受けている児童生徒を徹底して守り通すという観点からも、警察と連携した対応を取る必要があります。

イ 県警少年センターとの連携

県警少年センターでは、少年相談（電話・面接）活動、様々な非行防止活動の他、犯罪被害少年やその家族に対する支援活動等を行っています。県警少年センターと学校が連携していじめ案件に対応し、効果を上げた例も報告されています。活動地域は以下の通りです。

千葉県警察少年センター…千葉中央、千葉東、千葉西、千葉南、千葉北	5 警察署管轄区域
東葛地区少年センター…鎌ヶ谷、松戸、松戸東、野田、柏、流山、我孫子	7 警察署管轄区域
京葉地区少年センター…習志野、八千代、船橋、船橋東、市川、行徳、浦安	7 警察署管轄区域
内房地区少年センター…市原、木更津、君津、富津、館山、鴨川	6 警察署管轄区域
北総地区少年センター…佐倉、四街道、成田、成田国際空港、印西、香取、銚子、旭、匝瑳	9 警察署管轄区域
外房地区少年センター…山武、東金、茂原、いすみ、勝浦	5 警察署管轄区域

